

## 伊丹市立生涯学習センター登録団体に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生涯学習・社会教育活動の一環として伊丹市立生涯学習センター（以下「センター」という。）を定期的かつ継続的に使用して学習活動を行う自主グループ・団体（以下「団体」という。）が団体相互間の協調を図り、自主的で健全な活動と円滑な運営をすすめることを目的として必要な事項を定める。

### (登録団体の原則)

第2条 生涯学習センター登録団体とは、生涯学習・社会教育活動の一環として、センターを定期的に使用するためにセンターに登録した団体のことをいう。

### (登録の手続き)

第3条 センターに登録しようとする団体は、伊丹市立生涯学習センター登録団体申請書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、事業報告書・事業計画書・会計決算書・会則・会員名簿を添えてセンター館長へ提出すること。

センター館長は登録の承認をしたとき、当該団体に対して利用登録決定通知書を交付する。

### (登録の資格)

第4条 団体の登録資格は各号に掲げるところとする。

- (1) 公の支配に属しない団体で、生涯学習・社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている。
- (2) 活動目的・組織運営・会費などについて定めた会則及び会員名簿があること。
- (3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。
- (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。
- (5) 特定の宗教を支持し、または教派・宗派もしくは教団を支持する宗教活動を行わない団体であること。
- (6) 団体の規約を有し、団体を代表する機構及び自ら経理・監査する等の会計機構を確立していること。
- (7) 団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。
- (8) 組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であり常に公開・平等の民主的運営が行われていること。
- (9) 団体の構成員が、主として伊丹市民であり、市域を活動の拠点としている団体であること。
- (10) 原則として会員が10人以上であること。

### (登録の更新)

第5条 登録承認を受けた団体は、毎年3月中に更新すること。なお、更新の手続きは、第3条の登録手続きに準ずる。

(登録事項の変更及び解散の届)

第6条 登録承認を受けた団体は、次の各号に該当する理由が生じたときは、直ちにその旨をセンター館長に届け出ること。

- (1) 登録事項を変更したとき。
- (2) 第4条に規定する登録資格を欠くに至ったとき。
- (3) 団体を解散したとき。

(登録の取り消し)

第7条 センター館長は、次の各号に該当する団体に対して登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録申請をしていたと判明したとき。
- (2) 第4条の規定を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 団体より解散の届出があったとき。

(センター主催事業の優先)

第8条 定期的にセンターを使用している団体であっても、その使用する時間帯にセンターが主催する事業等を開催する必要があるときは、主催事業を優先する。

付 則

- 1 この要綱は、平成4年4月29日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年12月18日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

伊丹市立生涯学習センター登録団体承認書

登録番号	「登録番号」
団体名	「団体名」
代表者	「代表者名」
有効期間	平成 年 4 月 日～平成 年 3 月 3 1 日
備考	
平成 年 月 日	
伊丹市立生涯学習センター 館長 ○ ○ ○ ○	

1. 伊丹市立生涯学習センター使用申込みの際は、必ずこの承認書を提出するか、登録番号・団体名を申し出てください。

なお、申し出のない場合は、減免規定が適用されない場合があります。

2. 使用にあたっては、伊丹市立生涯学習センター登録団体に関する要綱および伊丹市立生涯学習センター条例・同施行規則を遵守してください。

伊丹市○○○○○○○○○○  
伊丹市立生涯学習センター  
TEL 072-○○○-○○○○